

## 大阪府立高津高等学校 P T A 規程

(昭和47年6月9日 改 訂)  
(昭和52年6月3日第5条改正)  
(昭和63年6月3日 改 訂)  
(平成3年5月22日 改 訂)  
(平成17年5月12日第6条改正)  
(平成19年5月12日第8条改正)  
(平成20年5月17日第9条改正)  
(平成28年5月14日 改 訂)  
(令和元年5月11日第6条改訂)  
(令和2年6月20日 改 訂)

第1条 (名称) 本会は大阪府立高津高等学校 P T A と称し事務所を本校に置く。

第2条 (目的) 本会は会員相互の協力によって学校と家庭と社会との関係を密にし、それぞれの向上を図り環境を整備して、教育後援と生徒の安全・福祉の増進と心身の健全な育成を目的とする。

第3条 (方針) 本会は前条の目的を達成するために、教育を本旨とする教育支援団体として活動し、他のいかなる団体の支配干渉をも受けない。また学校管理や教員の人事にも干渉しない。

第4条 (会員) 本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者ならびに学校に勤務する教職員とする。

第5条 (会計) 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって支弁する。会費は生徒一人につき年額4,000円とする。会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 (役員) 本会には次の役員を置く。

- |        |              |
|--------|--------------|
| 1. 会 長 | 1名 (保護者)     |
| 2. 副会長 | 最大5名まで (保護者) |
| 3. 書 記 | 最大5名まで (保護者) |
| 4. 会 計 | 最大5名まで (保護者) |

\*役員は会員中より総会で選出する。原則として任期は1ヵ年とする。但し事情によって引き続き1ヵ年間重任することができる。

第7条 (役員の仕事) 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し総会並びに実行委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故のある場合はこれに代わる。
3. 書記は議事を正確に記録し、各種会合の通知を発送する。
4. 会計は本会に関する会計を正確に行い総会において決算報告をする。

第8条 (総会) 総会は本会最高の決議機関で、次のとおりとする。

1. 定期総会 前年度の会計決算報告及び会務報告を行い、新役員を選出する。
  2. 臨時総会 必要に応じて臨時にこれを開く。
- 総会の定足数は会員数の十分の一 (委任状を含む) とし、議決は多数決による。

第9条（委員会） 本会の目的を達成するために次の委員会を設ける。

委員並びに委員長は会長が委嘱する。但し会計監査委員長は役員と同時に総会において選出する。

1. 各種委員会 本会諸事業の企画並びに遂行に任ずる。その目的を達成するため、各種委員会を置き、各種委員会ごとに正1名、副2名以内の委員長を設ける。  
\*各種委員会とは、厚生委員会、時報委員会、研修委員会、学年委員会を指す。
2. 会計監査委員会 P T A関係の会計について年2回以上監査する。  
会計監査委員長は監査の結果を総会に発表する義務がある。
3. 実行委員会 役員、各種委員会の実行委員、会計監査委員長並びにP T A係（教職員）は、実行委員として本会全般の運営について協議する。また、重要で且つ迅速な対応を必要とする場合は、この会において仮決定として事業を進めることができる。
4. 高津グッズ委員会 学校の教育環境充実に寄与するために、グッズにおける収益金は、すべて教育後援会の基金に当てる。なお、委員長は、原則として役員の書記または会計の中から選任する。  
\*各委員会の決議事項は実行委員会に報告し、その承認を経て実行に移す。

第10条（各委員の選出） 選出方法については合格説明時に提示し、具体的な人選については、各委員の正副委員長の協力を得て、教頭並びに副会長で原案を作成する。

第11条（規程の改正） この規程は総会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。この規程の改正案は前もって知らせておく必要がある。

#### 附 則

1. 本規程は、令和2年6月20日から適用する。

#### 選 挙 細 則

第1条 役員及び会計監査委員長の選挙を行う場合は、先ず候補者指名委員会を設ける。

第2条 指名委員会は次の9名を以って構成する。

1. 各学年委員の中から互選によって学年毎に2名の委員を出す。
2. 教職員の中から互選によって2名の委員を出す。
3. 実行委員会から互選によって1名の委員を出す。

第3条 指名委員会は候補者1名以上の指名をし、選挙1週間前に公示する。但し、候補者の承認を要する。

第4条 役員候補者として会員中より自由に立候補することができる。この場合選挙の3日前までに、氏名と役種を書面で指名委員会に届けなければならない。

第5条 選挙は指名委員が選挙事務の一切を行い、選出は無記名投票多数決による。

第6条 この細則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。